

第1回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会 次第

日時：平成28年7月6日（水）

午後5時00分～

場所：市貝町役場 2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 部会員、事務局紹介

4 作業部会説明

5 議 題

(1) 会議の公開・会議録の公表について

(2) 作業部会の役割等について

(3) 自治基本条例について

(4) 自治基本条例制定基本方針について

(5) 今後の進め方について

6 その他

7 閉 会

[配付資料]

・次第

・委員名簿

- 1 市貝町自治基本条例町民検討委員会設置要綱・・・・・・・・資料1
- 2 会議の公開・会議録の公表について・・・・・・・・資料2
- 3 市貝町自治基本条例制定体制・・・・・・・・資料3
- 4 自治基本条例と地方自治・・・・・・・・資料4
- 5 自治基本条例制定基本方針・・・・・・・・資料5
- 6 自治基本条例検討の進め方（平成28・29年度）(案)・・・資料6

市貝町自治基本条例町民検討委員会設置要綱

(平成 28 年 4 月 18 日告示第 42 号)

(設置)

第 1 条 地方自治の確立に向け、自治の基本理念を明らかにするとともに、町政運営に関する基本的事項を定める市貝町自治基本条例(以下「条例」という。)の策定に必要な調査、研究及び検討を行うため、市貝町自治基本条例町民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、条例の策定に必要な調査、研究及び検討を行うとともに、条例の素案を作成し、町長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 公募により選出された町民
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体代表者
- (4) 町議会議員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、条例案の報告をもって終了するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 7 条 委員会に、条例案の作成に必要な、調査、研究及び検討を効率的に行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員のうち委員長が指名した者及び町職員(以下「部会員」という。)で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、作業部会は、必要に応じ委員及び町職員以外の者を構成員として充てることができる。
- 4 作業部会には、部会長を置くことができる。
- 5 部会長は、部会員の互選により定める。
- 6 作業部会の運営は、委員会の例による。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員会の委員及び部会員(町職員を除く)の報酬及び費用弁償は、特別職の職員

で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年市貝町条例第7号）の規定を準用する。

（庶務）

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、企画振興課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長又は部会長がそれぞれの会議に諮って定める。

制定文 抄

平成28年5月1日から適用する。

会議の公開・会議録の公表について

1 会議の公開について

(1) 会議の公開

検討委員会の会議は、原則公開とします。

(2) 会議の非公開

会長が会議に諮り、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

(3) 会議の傍聴

希望者には傍聴を認めます。

2 会議録の公表について

(1) 会議録の作成

会議録は事務局が作成し、要約記録とし、次の事項を記載します。

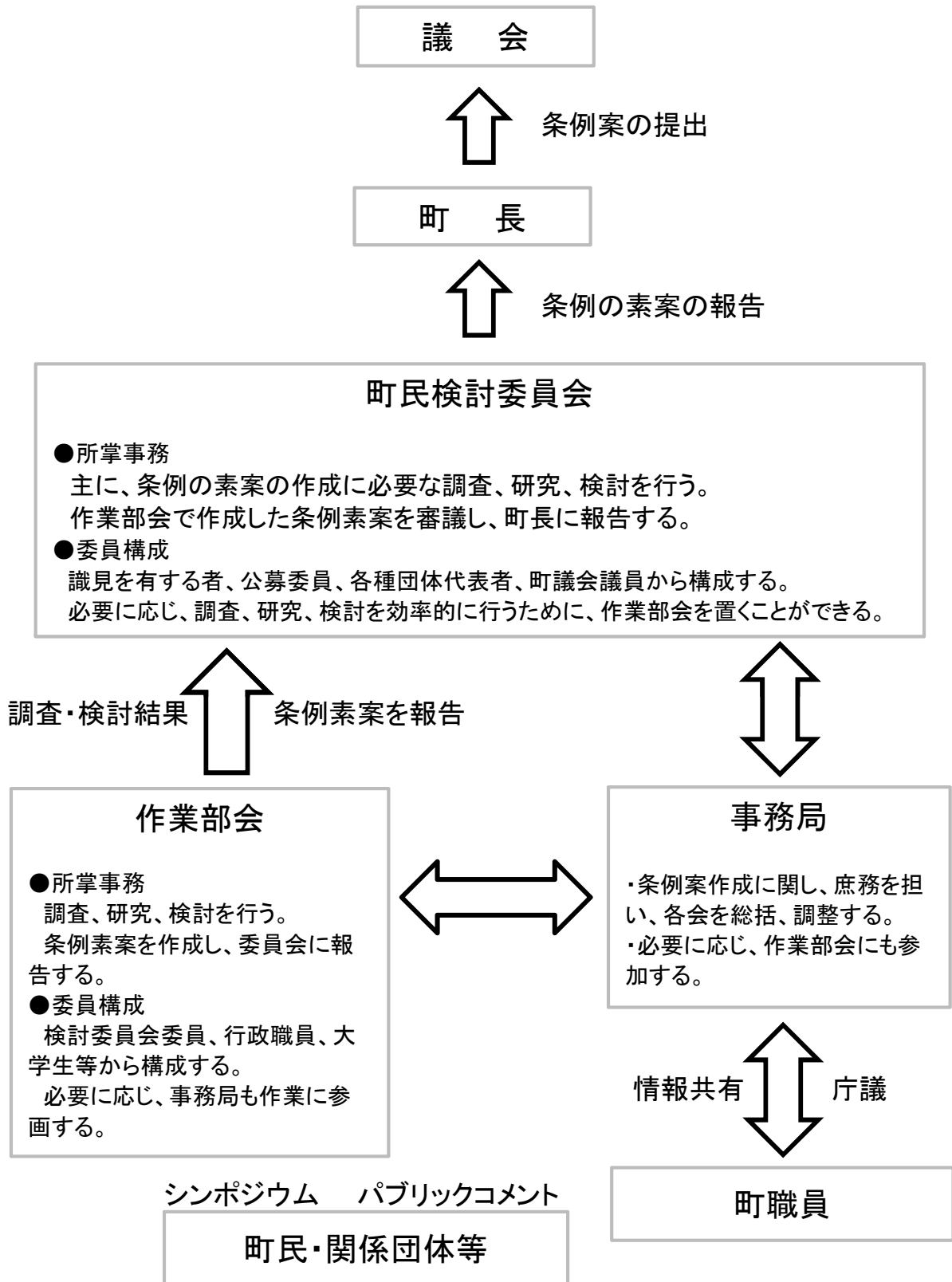
- ①会議名、開催日時、開催場所、出席者（〇〇名）、傍聴者の数（〇名）
- ②検討内容
- ③その他、必要な事項

(2) 会議録の公表

事務局が作成し、各委員に会議録（案）をお送りし意見を反映させ、本町のホームページ等により公表します。必要に応じ、会議資料も公表することとします。

会 議 録			
会議名	第〇回市貝町自治基本条例町民検討委員会		
日 時	平成 28 年 6 月 28 日(火) 18:00～20:00	場 所	市貝町役場 大会議室
出席者	委員 1 4 名、町長、事務局 4 名	傍聴者	〇名
配付資料	次第 委員名簿 …		
内 容			
議題 (1)	〇〇について		
委員長	〇〇について、事務局から説明してください。		
事務局	〇〇については、△△により□□となります。		
委 員	〇〇は、事務局の提案でいいと思う。 etc		

市貝町自治基本条例制定体制



自治基本条例制定基本方針

1 自治基本条例とは

- (1) 町民自治の確立を目指して、自治の基本的理念や運営の基本的事項等を定めるもので、自治体における自治の最高規範と位置付けられ、「自治体の憲法」とも言われています。
- (2) 町の条例や計画等は、原則として自治基本条例の趣旨に沿って制定、策定、運用等を行っていくこととなります。

2 条例制定の背景

(1) 地方分権の進展

平成12年（2000年）の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行によって地方自治体の自由度は拡大し、地方自治体には、自己決定・自己責任の原則のもと、自主・自立的な行政運営が求められることとなり、自らの自治のあり方を再定義し、町政運営の具体的な方向付けをしていくことが必要となってきました。

(2) 町民と町との協働のまちづくりの必要性

町をめぐる社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する町民意識の高まりなど、大きく変化しています。また、地方創生や地方分権による新しい地方自治の流れや参画と協働によるまちづくりなど、新たな行政課題が拡大してきています。

このような状況の中で、地域の事情や社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、これまでのまちづくりで残された課題を解決するとともに、町民と行政が協働により各種の政策課題を解決するための方策を探りながら、これからの時代にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。そして、地方自治の本来の目的である個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、自治自立の主体者である町民がまちづくりに参加することが不可欠です。

また、NPOやボランティア等、多様な町民活動が展開されていることもあり、町民と町と一緒に考え行動し公共を担い合う「新しい公共」の考え方に立ち、町民と町との協働のまちづくりを進めていくことが一層求められています。

3 本町の現状

(1) これまでの取組

本町はこれまで、「市貝町振興計画」のまちの将来像に「人と自然が響き合い一人ひとりがはつらつと輝くまち ～サシバの里を目指して～」、また、基本目標のひとつとして「みんなが参画しみんなで決める自治自立のまち」を掲げ、行政や地域・団体等が連携して地域課題に対応する協働のまちを目指して、地域特性を生かしたコミュニティづくりを進めて参りました。その中で行政手続の簡素化や情報公開を進め、多くの町民が町政やまちづくりに参加できるよう、各種委員会等の委員の公募、町民アンケートの実施、パブリックコメント、町政懇談会、オーライ通信、ふれあい町長室など様々な取組を進めています。

(2) 自治自立の確立に向けた取組

国においては、住民自身が考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指して、地方分権を進めています。

本町においても、協働の取組として町政に町民の意見を反映させるため、各種委員会等の委員には公募町民を入れるなど、町民が自ら考え自ら行動して、地域の課題等を解決し町民のためのまちづくりを進めることを基本とする自治自立の確立に向けた取組を進めています。

(3) 協働によるまちづくりを進めるうえでの人口規模等

本町の人口は約12,000人で、人口密集地域はコンパクトにまとまっており、町民の生活に必要な行政施設や機能等が住民に近接していること等から、町民に身近で「顔が見える町政」が展開可能であり、町民との協働によるまちづくりを効果的に進めるうえで、適度な規模と考えます。

4 条例の制定に向けて

地方分権の進展、人口減少・少子高齢化等が見込まれる中であって、自己決定・自己責任の原則のもと、町が町民ニーズに沿ったサービスを展開し、町民の誰もが「住んでよかった。今後も住み続けたい。子どもにも住み続けてもらいたい。」と思えるまちづくりを進めていくには、「まちづくりの主役は町民」を基本に、町民も町とともに自らの責任を果たし、地域や行政の課題を一緒に考え、一緒に行動し、まちづくりをしていくという考え方が重要です。

このようなことから、「町民が主役の活気と活力に満ちた魅力あふれる市貝町づくり」を目指し、本町の自治のあり方を明確にした「市貝町自治基本条例」の制定を進めていきます。

5 条例制定の効果

条例制定により、次のような主な効果が期待できます。

- ① 町民が自治をする意識の醸成
- ② 町民の町政への参画や町との協働の促進
- ③ NPOやボランティアなどの町民活動の促進
- ④ 町による町民への情報公開、説明責任等の推進
- ⑤ 町民の視点に立った町民サービスの推進
- ⑥ 効率的かつ効果的な町政運営の推進

6 条例制定を進める体制・進め方

本町のまちづくりの基本となる自治基本条例の制定は、自治自立の確立が主な目的であり、自治自立の主体である町民の目線で条例をつくり上げていくということが重要です。

(1) 検討委員会の設置

条例検討の中心的役割を担う組織として、公募町民、関係団体代表者、学識経験者、町議会議員等による市貝町自治基本条例町民検討委員会を設置します。

(2) 町民意見の反映

広く町民に条例の制定趣旨を理解してもらい、また、多くの町民の意見を反映した条例とするため、町民（中学生等）との意見交換会、シンポジウムの開催など町民の参画の手法を取り入れながら検討を進めます。

(3) 町の役割

条例制定に向けた具体的作業を円滑に進める組織として、公募町民、行政職員、学識経験者、大学生等による市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会を設置し、町民検討委員会の検討結果を尊重して、各課局と連携・調整を図りながら条例案を作成し、パブリックコメントを実施したうえで、町議会に議案として提出します。

(4) 検討スケジュール

平成28年度から町民検討委員会による条例検討を始め、平成29年度9月までに町議会の議決を経て条例を制定します。

自治基本条例検討の進め方（平成28・29年度）（案）

検討スケジュール	日程	検討委員会	作業部会	議 会	備考
検討体制の確立	平成28年 4月～5月			・委員選出	・検討委員会設置要綱の制定 ・検討委員会委員の公募（文書配布・町HP）・選定
基本方針の決定	6月	第1回検討委員会（6/28） ・委員会の役割等 ・条例制定基本方針 ・今後の進め方			
	7月		第1回作業部会（7/6） ・委員会の役割等 ・条例制定基本方針 ・今後の進め方		
条例素案の作成	8月	第2回検討委員会（8/24） ・自由討論（町の現状、課題の共有等）	第2回作業部会（8/3） ・町の現状、課題の討論等		
	9月		第3回作業部会（9/26） ・条例素案の作成		
	10月	第3回検討委員会（10/27） ・町民（中学生等）との意見交換	第4回作業部会（10/19） ・条例素案の作成		
	11月		第5回作業部会（11/16） ・条例素案の作成		
条例素案の作成／ 解説素案の作成	12月	第4回検討委員会（12/14） ・条例素案の審議	第6回作業部会（12/21） ・条例素案・解説素案の作成		
	平成29年 1月		第7回作業部会（1/18） ・条例素案・解説素案の作成		
	2月	第5回検討委員会（2/22） ・条例素案・解説素案の審議	第8回作業部会（2/13） ・条例素案・解説素案の作成		
	3月	・町長へ中間報告		・全員協議会で中間報告	・庁議にて中間報告

検討スケジュール	日程	検討委員会	作業部会	議 会	備考
条例素案の作成／ 解説素案の作成	平成 29 年 4 月	第 6 回検討委員会 ・ 条例素案・解説素案の審議	第 9 回作業部会 ・ 条例素案・解説素案の作成		
	5 月		第 10 回作業部会 ・ 条例素案・解説素案の作成		・ シンポジウムの開催
	6 月	第 7 回検討委員会 ・ 条例素案・解説素案の決定	第 11 回作業部会 ・ 条例素案・解説素案の決定	・ 全員協議会にて草案の説明	・ パブリックコメント
条例案の作成	7 月	第 8 回検討委員会 ・ 条例案の決定			・ 条例案の受け取り
	8 月			・ 全員協議会にて議案の事前説明	・ 庁議にて議案の事前説明
条例案の作成	9 月			・ 議決	・ 条例案の提出